

訪問看護ステーション百葉の運営規程（訪問看護及び介護予防訪問看護）

【事業の目的】

第1条 医療法人財団湖聖会が開設する訪問看護ステーション百葉（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師・その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態であり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称】

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション百葉
- (2) 所在地 静岡県富士市大淵405-25

第4条 出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション百葉 富士宮サテライト
- (2) 所在地 静岡県富士宮市小泉258番地の1

【職員の種類、員数及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する職員の種類、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護師及び准看護師 3名以上の配置とする。

看護師は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）及び訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成し、看護師及び准看護師が訪問看護業務を担当する。

(3) リハビリ職員 必要に応じて雇用し配置する。

リハビリ職員は、利用者が可能な限り家庭において能力に応じた自立した生活を送れるように心身機能の維持回復を図ることを目的とし、看護師と連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護リハビリテーション業務を担当する。

【営業日及び営業時間】

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時15分～午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【事業の内容】

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 洗髪・清拭・入浴等の介助及び指導による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄・体位保持等日常生活の介助及び指導
- (4) 服薬等の指導
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) カテーテル等の管理
- (7) リハビリテーションの実施及び指導
- (8) 認知症患者への看護介護指導
- (9) ターミナルケア
- (10) 環境及び生活環境の相談・指導
- (11) 患者及び家族等への介護指導
- (12) その他、医師の指示による医療処置

【緊急時の対応】

第8条 看護師等は、現にサービス提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い適切な処置を行うこととする。

【訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成】

第9条 看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成するものとする。

- 2 看護師等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者及びその家族に説明し同意を得るものとする。
- 3 看護師等は、訪問日、提供した訪問看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとする。

【虐待防止に関する事項】

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の3項に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
に開催し、その結果を看護職員等に周知徹底を図るものとする
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、看護職員等に対する研修を定期的に行うものとする
- (3) 前2項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

【身体拘束に関する事項】

第11条 事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等により利用者の行動制限は行わない。
また身体拘束等の適正化を図る為に以下の措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の方法により利用者の行動を制限する場合、事前に利用者又はその家族に
対して行動制限の根拠、内容、見込まれる時期について十分説明し、その様態及び期
間・利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する
- (2) 身体拘束等の適正化の為に指針を整備する
- (3) 看護職員等に対し身体拘束等の適正化の為に研修を定期的
に実施する

【衛生管理等】

第12条 事業所は看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び
備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる
措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ
ビ電話装置等の活用可能)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果
について従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び
訓練を定期的
に実施する

【業務継続計画の策定等】

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供
を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下
「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的
に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行
うものとする。

【非常災害時の対応】

第14条 事業所は、非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。

- 2 事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、施設が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な装置を講じる
- 3 事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

【ハラスメントの防止・対応】

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- (1) ハラスメント防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果を看護職員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) ハラスメント防止のための指針を整備し、看護職員等に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (3) 前項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、看護職員等が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

【通常の事業の実施区域】

第16条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

- (1) 富士市（旧富士川町を除く）
- (2) 富士宮市（旧芝川町を除く）

【利用料及びその他の費用】

第17条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は介護保険負担割合証による割合の額とする。

- 2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 訪問看護サービスの提供に要する費用 実費相当
 - (2) 死後の処置料 5,000円
 - (3) 通常の事業の実施区域を越えて訪問看護サービスを行う場合の交通費

通常の事業の実施区域を越えた地点から10キロ未満	200円
通常の事業の実施区域を越えた地点から10キロ以上15キロ未満	300円
通常の事業の実施区域を越えた地点から15キロ以上20キロ未満	400円
通常の事業の実施区域を越えた地点から20キロ以上	500円

【その他運営についての留意事項】

第18条 事業所は、看護職員等の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 当事業所の新入職者教育プログラムに沿って実施
 - (2) 職員研修 個々の目標に沿った研修プログラムにより実施
 - (3) 定期的なケースカンファレンスを行う
- 2 看護職員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、看護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護職員等との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人財団湖聖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年 4月 1日施行する
平成12年11月 8日一部改定
平成13年 6月18日一部改定
平成16年 3月 1日一部改定
平成18年 1月26日一部改定
平成19年 9月 1日一部改定
平成21年 3月23日一部改定
平成22年 4月 1日一部改定
平成23年 3月15日一部改定
平成25年12月 1日一部改定
平成26年 1月20日一部改定
平成31年 1月 1日一部改定
令和 3年 4月 1日一部改定
令和 6年 1月 1日大幅改定
令和 7年 4月 1日一部改訂